

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西尾市長

市町村名 (市町村コード)	西尾市 (213)
地域名 (地域内農業集落)	幡豆地区 (幡豆集落：東幡豆町、西幡豆町、鳥羽町、寺部町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月25日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・ため池が主たる給水源であることから、鳥羽町や寺部町当たりでは水量に制限がある。逆に湧水により東幡豆町の森組、山口組、桑組に軟弱地盤のところもあり、大きな機械が入りづらい農地がみられる。
- ・また、個々の農地の面積が市内他地区のと比較的小さく、集積しても作業性が悪い。
- ・利用権が設定されている農地も集約まではされておらず、耕作者が交錯しており、効率化が図れていない。
- ・以前かんきつ果樹栽培のため、ほ場整備された地域があるが、現在あまり活用されていない。
- ・生産性が伴わない農地でも貸借料をもとめたり、畦畔の管理に対する考え方について、貸し手と借り手の意識の違いみられる。
- ・ここ数年ジャンボタニシによる食害がひどい。
- ・イノシシの被害も多くなり、個人で対策しているが地域全体での取り組みも必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・本地区の農業については、施設野菜、水稻、茶、果樹等農地の特色に合わせ並立し、地区全体で農地の有効利用を図り、中心経営体への集積や集約を行う。
- ・地域内の担い手農家以外に新規就農者や地域外の担い手農家など、農地利用者の確保を図る。
- ・中心経営体及び農地所有者等で組織を構築し、多面的機能支払交付金を活用しながら農地及び用水管理を行なう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	331.3 ha
①うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	183.8 ha
ア. うち田の面積	108.1 ha
イ. うち畑の面積	75.7 ha
②うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・農業振興地域内の農用地区域内の農地を基本の区域とする。
- ・保全・管理等が行われる区域については、地域での慎重な協議を積み重ね、必要な場合に応じて適切に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地の集積・集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内で農業をリタイア・経営を転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手や農地所有者のニーズがあれば、農地中間管理機構関連整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の計画を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
西三河農協が主催している農業関係のスクールと連携し、地域内外から新規就農予定者を募集し、栽培技術の取得支援や生産農地のあっせん等を行い、定着までの取り組みを進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①東幡豆町のイノシシ等被害対策として、侵入防止柵や檻の設置や目撃・被害発生場所等の捕獲体制の構築に取り組む。				